様式第２２号

グライダー体験搭乗確認書

　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

搭乗前に注意事項を説明します。　飛行中は操縦装置に触れないようにして機長の指示に従ってください。不安なことやわからないことは機長にお尋ねください。飛行中でも遠慮なくお話しください。

なお、緊急時の脱出方法は飛行前に確認してください。

搭乗するグライダー　　　　　　　　　　　　　　　　　　　型　　ＪＡ

機長(教官)　　　　　　　　　　　　　　　資格　　　　　操縦士 滑空機上級 教証No

運航団体　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　搭乗者の保険金額　　　　　　　万

上記団体は運航の責任者であり、飛行方式、整備方式、乗員資格、身体検査及び安全基準等は航空法規及び日本学生航空連盟諸規則に従って安全運航に努めます。

枠内を搭乗者本人が記入してください。不明な点は機長にお尋ねください。

|  |
| --- |
| 治療中の疾病はありますか　　　　　　　ない　／　ある　　　病名　　　　　　　　　　　　今日の健康状態はどうですか　　　　　　良い　／　悪い　　　症状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生　　　　　歳本人連絡先　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　緊急連絡先　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　覚書**私は注意事項の説明を聞き、指示に従わない場合の危険性を理解しました。****私はグライダー搭乗中及び滑空場内では機長、運航団体及び係員の指示に従います。****私は自ら希望してグライダーに搭乗しますので、万一の事故等による損害については搭乗者の****保険金をもってすべて充当するものとし、機長、運航団体に対して一切、損害賠償その他の請求を致しません。** 　　　　　　　　　　　　　　　　　ふりがな　　　　　年　　　月　　　日　　署　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（保護者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

機長の確認　□脱出方法　□病歴、健康　□重量重心位置　前席　　　　kg　バラスト　　　kg

　　　　　　　□保険　　　□体験搭乗者署名　　　　　　　後席　　　　kg　搭乗者　前 ／ 後

**搭乗者に必要な説明を行い、安全を確認しました。**

機　長（署名）

* **心臓疾患、てんかん等の持病をお持ちの方、風邪などで耳閉塞の可能性がある場合などは搭乗**

**できません。**

**本票は搭乗時ピストで保管し、以後、訓練所事務所にファイルする（保存期間1年）**

(公財)日本学生航空連盟

**体験搭乗実施要領**

2019年7月1日改定

日本学生航空連盟並びに加盟校が実施する体験搭乗については以下の実施要領に基づき実施する。

1. 目　的：滑空スポーツの振興のため必要と認めた体験搭乗の安全確保と責任体制の明確化
2. 対象者：操縦練習の許可を得ていない体験搭乗希望者（92条未申請者）
3. 運航者：体験搭乗飛行を担当する事務局、加盟校もしくは学連が活動を認めた団体、飛行全般を

　　　　統括するものを運航責任者

1. 責任者：体験搭乗の実施責任者で、事故が発生したときの対応者

　　　　　　（１）学連事業においては各地区訓練所長、事務局長、専務理事

　　　　　　（２）加盟校の訓練においては加盟校監督、航空部長

　　　　　　（３）その他の運航団体はその運航団体長

1. 操縦者：体験搭乗を担当する機長は当日の運航責任者から指名を受けた事業用操縦士（部内フラ

　　　　イトは自家用操縦士も可）または操縦教員

1. 実施要件：

　　　　（１）別紙「グライダー体験搭乗確認書」の内容を確認・実施する。

　　　　（２）体験搭乗者の保険金額は3,000万円～5,000万円以上を推奨する。

　　　　（３）18歳未満については、保護者の同意を得る。

1. 実施の手順：

　　　　（１）運航責任者の承認を得る

　　　　（２）操縦者以下のとおりとする

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ― | 一般的な体験搭乗、連盟や各校へのゲスト | 新入生勧誘フライト | 部内フライト（家族・OB/OG搭乗会等） |
| 操縦者 | 事業用操縦士または操縦教員 | 事業用操縦士または操縦教員 | 事業用操縦士、自家用操縦士または操縦教員 |

　　　　（３）操縦者は、「グライダー体験搭乗確認書」に沿って内容を確認する。

　　　　（４）グライダー未経験者の体験搭乗は原則として後席搭乗を推奨する。

　　　　（５）通常の飛行を行う。曲技飛行、長時間のソアリングなどは行わない。

　　　　（６）確認事項書は訓練所で1年間保管する（必要に応じて事務局に送る）

1. 緊急時の連絡：

　　　　　各訓練所の緊急時の連絡体制に沿って対応する。

以上